

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ・事業の実施体制及び運営協議会等の構成員は、別添3による。
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)運営協議会・連絡協議会の実施 ○支援協議会(運営協議会) ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、年2回の協議会は書面での会議とし、本市における帰国・外国人児童生徒の実態や帰国・外国人児童生徒の受け入れ状況について確認し、センター校・連携校等の実践の情報共有、今年度の帰国外国人の支援策について、提起及び総括等を行った。 ○支援協議会全体会 ・市立小学校54校、中学校27校を対象とした全体会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、書面での提起とし、「日本語指導員(協力員)派遣制度」や「特別の教育課程」による日本語指導について周知し、帰国・外国人児童生徒へのきめ細かな対応が図られるようにした。 (2)拠点校の設置等による指導体制の構築 ○初期指導教室 ・日本語指導教室開設校では、日本語指導担当教員と児童生徒の母語ができる日本語指導員等により初期指導を行った。また、校長を中心に日本語指導委員会を組織し、児童生徒の適応指導や日本語指導カリキュラムの作成について協議し、個に応じた指導の充実を図った。 ○センター校等の設置 ・受け入れ体制の整備及び研究の中心となる「帰国・外国人児童生徒教育センター校」を小学校に1校、中学校に1校設置し、日本語指導・適応指導の充実を図るとともに、支援体制モデルの構築を図った。 (3)日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施 ・日本語指導教室担当者との打ち合わせで、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」についての周知を図った。日本語指導教室や通級指導教室(ワールドルーム)での実践を推進し、実際に児童の日本語習得状況を判断できるように努めた。 (4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・市内全小学校(54校)、全中学校(27校)の国際理解教育担当教員を対象に、「特別の教育課程」による日本語指導についての周知を図った。 ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、「特別の教育課程」についての作成、報告を求めた。 (6)日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣 ・年度当初に日本語指導の必要な児童生徒の実態を把握し、母語がわかる日本人指導員及び日本語指導ができる日本語指導協力員の派遣を行った。また、年度途中で編入・転入した日本語指導が必要な児童生徒に対しても、その都度面談を行い、日本語指導員及び日本語指導協力員の派遣を行った。 (12)成果の普及 ・今年度から、翻訳機の貸与や日本語指導を要する児童生徒を対象としたオンライン授業等を始めたが、その活用状況や効果等を各校への訪問等を通して把握に努めた。
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)運営協議会・連絡協議会の実施 ・センター校及び協力校を中心として研究実践が行われ、日本語指導に関する指導方法に工夫・改善が見られた。また、国際交流課及び国際交流協会との連携により、日本語指導協力員の派遣体制が整備された。 ・コロナ禍において帰国・外国人を取り巻く支援体制の課題が改めて浮き彫りになることで、新たな事業を始める契機ともなった。今年度からの取り組みとなる翻訳機の貸与やオンライン授業の開設は、今後の支援策として充

実を図りたい。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

・昨年度まで、日本語通級指導教室として他校からの児童生徒を受け入れ、週に2日間日本語指導を行っていたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで授業を行った。これまでの課題であった移動の負担は解消された一方、通信機器の整備や指導者側の人材確保、PC操作の習熟等は課題であり、改善を図る必要がある。

・センター校として指定された2校は、帰国・外国人児童生徒の受け入れ、日本語指導、生活への適応指導、教科学習につなげる日本語指導等についての研究実践を行った。

・連携協力校として指定された3校は、児童生徒の生活への適応指導や個別の学習指導等に取り組んだ。また、日本語指導のカリキュラム作成も行った。

・今後は、日本語指導担当と学級担任とが連携して指導することができるように、指導目標や指導内容を明確にした個別の指導計画を、さらに充実したものにしていく必要がある。

(3) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

・センター校や連携協力校においてDLAを中心とした測定方法を活用することで、対象児童生徒個々の実態を把握し、それぞれに必要な指導・支援が明らかになり、効果的な指導・支援をすることができた。

・今後も、センター校や連携校を中心に各学校にDLAの研修を広めていく必要がある。また、DLAを実施した結果をもとに、今後の指導のあり方や日本語能力の見極め方についてデータを積み上げていく必要がある。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・個々の日本語習得状況を確実に把握し、児童生徒一人一人の進度に応じた指導計画の見直しを行っていく必要がある。また、年度途中で転・編入してくる児童生徒の個別指導計画が曖昧になり、短期間での作成規準を明確にする必要がある。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導員及び日本語指導協力員を計画的に派遣することができた。年度途中で編入・転入があった場合は、その都度面談を行い、児童生徒の実態を把握した上で、日本語指導員及び日本語指導協力員の派遣を行った。

・児童生徒の実態により、日本語指導の段階や終了時期を見極めることが難しい。DLAの活用を推進していくとともに、日本語指導員・日本語指導協力員・各学校担当教員との連携をさらに深めていく必要がある。

(12) 成果の普及

・今年度から開始した翻訳機の貸与や日本語指導を要する児童生徒を対象にしたオンライン授業等について、その活用状況や効果等を各校への訪問等を通して把握に努め、事業の拡大を進めることができた。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	163人 (36校)	59人 (18校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		163人 (36校)	59人 (18校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

・帰国外国人児童生徒の日本語を学ぶ機会を拡充させるため、関係機関と連携した指導体制の構築を図る。

・個々の児童生徒の日本語指導状況を的確に把握し、個に応じた指導計画の作成に努める。

・日本語指導を必要とする児童生徒が今後も増加し続けることを想定した財政、人材、教育環境づくり等の検討を進める。